静岡県告示第35号

静岡県医学修学研修資金貸与規則(昭和45年静岡県規則39号)により知事が別に定める事項等(平成29年 静岡県告示第246号)の一部を次のように改正する。

令和2年1月24日

(定義)

静岡県知事 川勝平太

改正前

以止

(定義)

- 第1 この規定で使用する用語は、静岡県医学 修学研修資金貸与規則(昭和45年静岡県規則 第39号。以下「規則」という。)で使用する用 語の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 大学附属病院 浜松医科大学医学部附属 病院(以下「浜松医科大学病院」とい う。)、順天堂大学医学部附属静岡病院(以 下「順天堂大学静岡病院」という。)及び国 際医療福祉大学熱海病院をいう。
 - (2) 基幹施設 専門研修プログラムを管理 し、当該プログラムに参加する専攻医及び 連携施設(基幹施設が定めたプログラムに 協力して専攻医に専門研修を提供する施 設)を統括する施設をいう。
 - (3) 東部地域 静岡県保健医療計画 (平成27 年静岡県告示第253号)第3章第2節第1項 に規定する2次保健医療圏のうち、賀茂、 熱海伊東、駿東田方及び富士保健医療圏を いう。
 - (4) 履行期限 修学研修資金の返還債務の免除を受けようとする者が、規則第10条第1 項第1号及び第2号に規定する返還債務の免除の要件を充足しなければならない期限であって、次の表のとおりとする。

区分履行期限大学において医学を大学卒業後、貸与期

第1 この規定で使用する用語は、静岡県医学 修学研修資金貸与規則(昭和45年静岡県規則 第39号。以下「規則」という。)で使用する用 語の例による。

改正後

<u>専攻する者が修学研</u>	間の2倍に相当する
修資金の貸与を受け	期間に4年を加えて
<u>た場合</u>	得た期間が経過する
	<u>まで</u>
大学院において医学	大学院修了後、貸与
を専攻する者が修学	期間の2倍に相当す
研修資金の貸与を受	<u>る期間が経過するま</u>
<u>けた場合</u>	<u>で</u>
専門研修を受ける者	専門研修修了後、貸
が修学研修資金の貸	与期間の2倍に相当
<u>与を受けた場合</u>	する期間が経過する
	<u>まで</u>

<u>(大学附属病院に勤務した期間に係る換算期</u> 間)

第2 修学研修資金の貸与を受けていた者が大 学附属病院に勤務した期間(育児短時間勤務 を行つた期間にあつては、当該育児短時間勤 務を行つた期間に育児短時間勤務を行つた当 該医師の一週間の所定労働時間を当該大学附 属病院に常時勤務する通常の医師の一週間の 所定労働時間で除して得た値を乗じて得た期間。以下同じ。)については、次の表の左欄の 大学附属病院に応じ、それぞれ当該右欄に掲 げる要件を充足したときに限り、換算期間に 加えるものとする。この場合において、大学 附属病院に勤務した期間については、当該期間に3分の2を乗じて得た期間をもつて換算 期間に加えるものとする。

大学附属病院	
1 浜松医科大学病	<u>浜松医科大学病院及</u>
<u>院</u>	び東部地域に所在す
	る公的医療機関(以
	下「東部公的医療機
	関」という。) が参加
	する専門研修プログ
	ラムに所属し、当該

プログラム期間中に おいて浜松医科大学 病院及び東部公的医 療機関に勤務するこ と。ただし、東部公 的医療機関に勤務し た期間(育児短時間 勤務を行つた期間に あつては、当該育児 短時間勤務を行つた 期間に育児短時間勤 務を行う当該医師の 一週間の所定労働時 間を当該東部公的医 療機関に常時勤務す る通常の医師の一週 間の所定労働時間で 除して得た値を乗じ て得た期間。以下同 じ。) に相当する期間 又は2年間のいずれ か短い期間とする。

<u>2 順天堂大学静岡</u> <u>病院</u> 次の各号の双方又は いずれかを満たすこ と。ただし、順天堂 大学静岡病院におけ る勤務期間の合計 が、東部公的医療機 関に勤務した期間の 合計を下回る期間を 上限とする。

(1) 順天堂大学静岡 病院及び東部公的 医療機関が参加す る専門研修プログ ラム(以下「順天

堂大学静岡病院等 <u>プログラム」と</u>い う。)に所属し、当 該プログラム期間 中において順天堂 大学静岡病院及び 東部公的医療機関 に勤務すること。 ② 順天堂大学静岡 病院等プログラム その他専門研修プ ログラムを修了し た後、順天堂大学 静岡病院及び東部 公的医療機関に勤 務すること。

次の各号の双方又は

3 国際医療福祉大 学熱海病院

いずれかを満たすこ と。ただし、国際医 療福祉大学熱海病院 における勤務期間の 合計が、東部公的医 療機関に勤務した期 間の合計を下回る期 間を上限とする。 (1) 国際医療福祉大 学熱海病院及び東 部公的医療機関が 参加する専門研修 プログラム (以下 「国際医療福祉大 学熱海病院等プロ グラム」という。) に所属し、当該プ

ログラム期間中に おいて国際医療福 <u>祉大学熱海病院及</u>
<u>び東部公的医療機</u>
<u>関に勤務するこ</u>
<u>と。</u>

- (2) 国際医療福祉大学熱海病院等プログラムその他専門研修プログラムを修了した後、国際医療福祉大学熱海病院及び東部公的医療機関に勤務すること。
- 2 前項に規定する大学附属病院及び東部公的 医療機関(以下「大学附属病院等」という。) に勤務した期間を計算する場合においては、 月数によるものとし、大学附属病院等に医師 として勤務した日の属する月から大学附属病 院等に勤務しなくなつた日の属する月までを 計算するものとする。この場合において、同 じ月内に育児短時間勤務を行つた期間と育児 短時間勤務を行わずに勤務した期間があると きは、当該月は育児短時間勤務を行わずに勤 務した月とみなす。
- 3 前項後段の規定にかかわらず、大学附属病院に勤務した期間を計算する場合において、同じ月内に大学附属病院における勤務期間と公的医療機関における勤務期間があるときは、当該月は公的医療機関に勤務した期間とみなす。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、大 学附属病院等に勤務した期間を計算する場合 において、当該期間中に休職(業務に起因す る休職を除く。)又は停職の期間があるとき は、休職又は停職の期間の開始する日の属す る月から休職又は停職の期間の終了する日の

属する月までの月数を控除するものとする。

(履行期限)

第2 修学研修資金の返還債務の免除を受けようとする者が、規則第10条第1項第1号から第3号に規定する返還債務の免除の要件を充足しなければならない期限は、次の表のとおりとする。

<u>) とりる。</u>	
<u>区分</u>	履行期限
大学において医学を	大学卒業後、貸与期
専攻する者が修学研	間の2倍に相当する
修資金の貸与を受け	期間に4年を加えて
た場合(静岡県キャ	得た期間が経過する
リア形成プログラム	<u>まで</u>
の適用を受けること	
に同意した場合を除	
<u><.)</u>	
静岡県キャリア形成	大学卒業後、16年が
プログラムの適用を	<u>経過するまで</u>
受けることに同意し	
た場合	
大学院において医学	大学院修了後、貸与
を専攻する者が修学	期間の2倍に相当す
研修資金の貸与を受	<u>る期間が経過するま</u>
けた場合	<u>で</u>
専門研修を受ける者	<u>専門研修修了後、貸</u>
が修学研修資金の貸	<u>与期間の2倍に相当</u>
<u>与を受けた場合</u>	する期間が経過する
	まで

(期間の計算に係る取扱い)

第3 規則第10条第1項第1号から第3号まで の規定により期間を計算する場合において、 当該期間の計算の基礎となる期間は、月数に よるものとし、公的医療機関等に医師として 勤務した日の属する月から公的医療機関等に 勤務しなくなつた日の属する月までを算入す るものとする。この場合において、同じ月内

(換算期間の計算に係る取扱い)

第3 規則第10条第1項第1号<u>又は第2号</u>の規定により<u>換算期間</u>を計算する場合において、 <u>換算期間</u>の計算の基礎となる期間は、月数によるものとし、公的医療機関等に医師として 勤務した日の属する月から公的医療機関等に 勤務しなくなつた日の属する月までを算入するものとする。この場合において、同じ月内 に育児短時間勤務を行つた期間と育児短時間 勤務を行わずに勤務した期間があるときは、 当該月は育児短時間勤務を行わずに勤務した 月とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、<u>換算期間の基礎となる</u>期間を計算する場合において、当該期間中に休職(業務に起因する休職を除く。)又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

(産前産後休暇等に係る履行期限の取扱い)

- 第4 修学研修資金の貸与を受けていた者が、 次の各号のいずれかに該当する場合にあつ て、産前産後休暇又は育児休業(以下「産前 産後休暇等」という。)をするときは、当該産 前産後休暇等の期間に相当する期間履行期限 を延長する。
 - (1) 規則第10条第1項第1号<u>及び第2号</u>に規 定する修学研修資金の返還債務の免除の要 件を充足する過程にあるとき。

(2) (略)

2 (略)

に育児短時間勤務を行つた期間と育児短時間 勤務を行わずに勤務した期間があるときは、 当該月は育児短時間勤務を行わずに勤務した 月とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、期間を計算する 場合において、当該期間中に休職(業務に起 因する休職を除く。)又は停職の期間があると きは、休職又は停職の期間の開始の日の属す る月から休職又は停職の期間の終了の日の属 する月までの月数を控除するものとする。

(産前産後休暇等に係る履行期限の取扱い)

- 第4 修学研修資金の貸与を受けていた者が、 次の各号のいずれかに該当する場合にあつ て、産前産後休暇又は育児休業(以下「産前 産後休暇等」という。)をするときは、当該産 前産後休暇等の期間に相当する期間履行期限 を延長する。
 - (i) 規則第10条第1項第1号<u>から第3号まで</u> に規定する修学研修資金の返還債務の免除 の要件を充足する過程にあるとき。

(2) (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に改正前の静岡県医学修学研修資金貸与規則(昭和45年静岡県規則第39号)により知事が別に定める事項等の規定により修学研修資金の貸与の決定を受けた者又は修学研修資金の貸与を受けていた者(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33の13第1項に規定するキャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した者を除く。)に係る期間の計算については、なお従前の例による。